

## ◎「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、修学の継続が困難となっている学生を支援するために現金を支給する制度です。

<本校ホームページ> ※5月22日の記事

<https://www.wasedasokki.jp/news/?p=11455>

<文部科学省ホームページ>

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00691.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html)

## ◎特別定額給付金（国からの給付金）

- ・住民基本台帳に載っている人であれば、国からの給付金を受け取ることができます。
- ・くわしくは、総務省のホームページで調べることができます。

<総務省ホームページ 特別定額給付金について>

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

<多言語でのご案内（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タイ語、ネパール語）>

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/download/>

<特別定額給付金コールセンター>

電話でも問い合わせられるように、コールセンターもあります。

（フリーダイヤル）0120-260-020

## ◎国民健康保険料の減額、支払いの免除

- ・収入が減った人は、国民健康保険料の負担を減らすことができます。
- ・くわしくは、住んでいる市区町村の国民健康保険担当課へ問い合わせてください。

## ◎電気・ガス・電話・水道料金・NHK受信料などの支払いを待ってもら

- ・電気やガスなどの生活にかかるお金について、支払いを待ってもらえるように、国からそれぞれの会社へお願いしています。
- ・くわしくは、契約しているところに問い合わせてください。
- ・電気とガスについて、支払いを待ってもらえる会社は、こちらで見ることができます。

<電気料金について、対応している会社（予定を含む）>

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_electric.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf)

<ガス料金について、対応している会社（予定を含む）>

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_gas.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf)

### ◎公営住宅等の入居者等への柔軟な対応（家に住み続けられるようにする支援）

- ・家賃の支払いを待ってもらえるように、国からお願いしています。
- ・対象は、公営住宅・UR賃貸住宅に住んでいる人や、これから住む予定の人です。
- ・くわしくは、住んでいる市区町村の公営住宅担当課へ問い合わせてください。

### ◎子育て世帯への臨時特別給付金（子どもがいる世帯への給付金）

- ・児童手当が給付されている世帯は、給付金が追加で支給されます。
- ・対象は、児童手当を以前から給付されている世帯です。
- ・くわしくは、内閣府のホームページで調べることができます。

<内閣府ホームページ 子育て世帯への臨時特別給付金について>

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou\\_coronavirus.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html)

<子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター>

- ・電話でも問い合わせられるように、コールセンターもあります。
- （フリーダイヤル）0120-271-381

### ◎雇用調整助成金（アルバイトを休んでいても、お金が給付される支援）

- ・新型コロナウイルス感染症のためにアルバイトを休むように言われたら、アルバイト先はあなたに休業手当を支払う必要があります。
- ・国は、働いている人を守るために、会社などへ助成金を給付しています。
- ・くわしくは、働いている場所に問い合わせてください。
- ・もし働いている場所に相談するのがむずかしいときは、近くの労働局や労働基準監督署、ハローワークに相談してください。
- ・くわしくは、厚生労働省のホームページでも調べることができます。

<厚生労働省 雇用調整助成金について（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、カンボジア語、インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、ミャンマー語）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612098.pdf>

<近くの労働局や労働基準監督署、ハローワークはこちらから見るができます>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html)

### ◎在留資格の申請の期間の延長

- ・在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、在留期限の3か月後まで、申請を受け付けます。
- ・対象は、今年の3月～7月中に在留期限をむかえる人です。

### ◎在留資格の審査結果を受けとる期間の延長

- ・在留カードの交付等の期間を、通常の期限より3か月間延ばします。
- ・対象は、すでに在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請をし、審査を待っている人です。
- ・くわしくは、出入国在留管理庁のページで見ることができます

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

### ◎帰国が難しい人も日本に住み続けることが可能

- ・新型コロナウイルス感染症のために自分の国へ帰れない場合に、日本に残ることができるように支援します。
- ・くわしくは、出入国在留管理庁のページで調べることができます

<http://www.moj.go.jp/content/001320105.pdf>

### ◎在留資格の認定証明書の有効期間の延長

- ・在留資格認定証明書が使える期限を6か月間に延ばします。

<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

### ◎在留申請中に再入国許可により出国中で、再入国できない人は、在留カードを代わりに受け取ってもらうことが可能

- ・再入国許可（みなし再入国許可を含む）により出国中である方が出国前に在留申請を行っていて、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、日本にいる親族か通っている職員などが在留カードを代わりに受け取ることができます。
- ・くわしくは、出入国在留管理庁のページで見ることができます

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

※新しい情報は、法務省のホームページで見ることができます

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

※日本に住み続けるための支援については、近くの出入国在留管理局に電話で問い合わせることもできます。

<東京出入国在留管理局>

(電話) 0570-034259 / 03-5796-7234 (IP、PHS、外国から)